

報告第27号

山口市長職務執行者について

このことについて、別紙協議書のとおり定めたので報告する。

平成17年8月25日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志栄一

山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町の
廃置分合に伴う職務執行者に関する協議書

平成17年10月1日から山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町を
廃し、その区域をもって新たに「山口市」を設置することに伴う、地方自治法
施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づく協議によ
り、次のとおり山口市長職務執行者を定めるものとする。

1 職務執行者

阿知須町長 飯田 宏 史

2 任 期

山口市の設置の日から同市の長が選挙される日まで

平成17年 8月 24日

山口市長 合 志 栄 一

小郡町長 岩 城 精 二

秋穂町長 藤 生 通 陽

阿知須町長 飯 田 宏 史

徳地町長 伊 藤 青 波